

6

文部科学委員会

【第217回国会】

(1) 委員 (40人)

委員長	中村	裕之君	自民				
理事	今枝	宗一郎君	自民	理事	小林	茂樹君	自民
理事	永岡	桂子君	自民	理事	青山	大人君	立憲
理事	亀井	亜紀子君	立憲	理事	坂本	祐之輔君	立憲
理事	高橋	英明君	維新	理事	日野	紗里亜君	国民
	遠藤	利明君	自民		小淵	優子君	自民
	木原	稔君	自民		柴山	昌彦君	自民
	鈴木	貴子君	自民		渡海	紀三朗君	自民
	萩生田	光一君	自民		船田	元君	自民
	古屋	圭司君	自民		松野	博一君	自民
	三谷	英弘君	自民		築	和生君	自民
	山本	大地君	自民		阿部	祐美子君	立憲
	安藤	じゅん子君	立憲		五十嵐	えり君	立憲
	小山	千帆君	立憲		佐々木	ナオミ君	立憲
	高橋	永君	立憲		竹内	千春君	立憲
	辻	英之君	立憲		波多野	翼君	立憲
	眞野	哲君	立憲		吉川	元君	立憲
	うるま	譲司君	維新		前原	誠司君	維新
	美延	映夫君	維新		西岡	義高君	国民
	浮島	智子君	公明		金城	泰邦君	公明
	大石	あきこ君	れ新				

(2) 議案

付託された議案は内閣提出法律案2件及び議員提出法律案3件（うち継続審査1件）、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は次のとおりである。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

○ 要旨

多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるもの

○ 結果

可決（附帯決議が付された。）

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
令和 7. 2. 7	3. 13	3. 13	3. 14 3. 18 3. 19	3. 19 可決(多)	3. 21 可決	文教科学 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	3. 31 法17号
		3. 14		(賛-自民・立憲・維新・ 国民・公明) (反-れ新) (附)				

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）

（詳細は「第1－2(4)学校教育関係」（14ページ）参照）

○ 要旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立小中学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する教員の業務量管理等のための計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ等の措置を講ずるもの

○ 参考人からの意見の聴取

○ 結果

修正（附帯決議が付された。）

<修正内容>

公立小中学校等の教員の一箇月の時間外在校等時間について、令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標とし、教員1人当たりの担当授業時数の削減等の措置等を講ずるもの

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
令和 7. 2. 7	4. 10	4. 10	4. 16 4. 18 4. 23 4. 25 5. 9 5. 14	5. 14 修正(多) (賛-自民・立憲・維新・ 国民・公明) (反-れ新) (附)	5. 15 修正	文教科学 6. 10 可決 (附)	6. 11 可決	6. 18 法68号

学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇君外10名提出、第216回国会衆法第25号）

○ 要旨

義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費について義務教育諸学校の設置者の支弁とし、これに係る国の負担等について定めるもの

○ 結果

継続審査

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
(令和 6. 12. 23)		7. 1. 24			6. 20 閉会中審査			

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外7名提出、衆法第6号）

○ 要旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃するとともに、支給限度額の加算について、全国の高等学校等の授業料の額を勘案したものとするもの

○ 結果

継続審査

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
令和 7. 2. 14		6. 19			6. 20 閉会中審査			

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外7名提出、衆法第7号）

○ 要旨

公立の高等学校等の施設をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の整備を促進するため、その整備を図る趣旨として、「安心の確保」及び「教育の質の向上」が含まれることを明記するとともに、国の交付金の交付の対象となる改築等事業に係る公立の義務教育諸学校及び高等学校等の施設の範囲を限定しないこととするもの

○ 結果

継続審査

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
令和 7. 2. 14		6. 19			6. 20 閉会中審査			

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第48号）

○ 要旨

スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記するもの

○ 結果

成案・提出決定

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
令和 7. 6. 6				6. 6 成案・提出決定(全) (賛-自民・立憲・維新・ 国民・公明・れ新)	6. 10 可決	文教科学 6. 12 可決	6. 13 可決	6. 20 法71号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 教育無償化（高校無償化、給食無償化、0～2歳を含む幼児教育・保育の支援及び高等教育の支援）に係る財源について、文部科学省予算だけでなく政府全体で行財政改革を行うことで確保することの確認
- ・ 教員確保に向けた文部科学省の今後の取組
- ・ 学習指導要領が法規性を有するのは大綱的基準の部分のみであることの確認
- ・ デジタル教科書導入後の成果及び今後の検討状況
- ・ 全国の小学校での給食無償化実施に係る国の方針や必要な手続を行う時期
- ・ 部活動の地域移行を推進するに当たっての文部科学大臣の意気込み
- ・ 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けて大学学部を卒業し教職に就いた者について、奨学金返還免除制度の対象に加える必要性
- ・ 大学授業料無償化の対象を、扶養する子が1人の世帯にも拡大する必要性
- ・ 過去30年間で後退した科学技術分野における日本の国際的な地位の現状及び課題
- ・ 次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）事業について、経済的な支援を必要とする日本人の学生を支援する制度にすべきとの意見に対する文部科学大臣の見解

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
令和 7. 4. 18	国立大学法人千葉大学副学長・教育学部教授	貞広 斎子君	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	慶應義塾大学教職課程センター教授	佐久間亜紀君	
	東北大学大学院教育学研究科教授	青木 栄一君	
	日本大学文理学部教授	末富 芳君	
4. 25	戸田市教育委員会教育長	戸ヶ崎 勤君	
	日本教職員組合中央執行委員長	梶原 貴君	
	全日本教職員連盟委員長	渡辺 陽平君	
	大阪大学大学院人間科学研究科准教授	高橋 哲君	

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
6.13	白梅学園大学名誉教授	無藤 隆君	文部科学行政の基本施策に関する件 (学校教育を取り巻く諸課題について)
	東京学芸大学現職教員支援センター機構教授	大森 直樹君	
	東京学芸大学教職大学院教授	堀田 龍也君	
	上智大学総合人間科学部教授 教職・学芸員課程センター長	澤田 稔君	

【第218回国会】

(1) 委員 (40人)

委員長	中村	裕之君	自民	理事	小林	茂樹君	自民
理事	今枝	宗一郎君	自民	理事	青山	大人君	立憲
理事	永岡	桂子君	自民	理事	坂本	祐之輔君	立憲
理事	亀井	亜紀子君	立憲	理事	日野	紗里亜君	国民
理事	高橋	英明君	維新	理事	小渕	優子君	自民
	遠藤	利明君	自民		柴山	昌彦君	自民
	木原	稔君	自民		渡海	紀三朗君	自民
	鈴木	貴子君	自民		船田	元君	自民
	萩生田	光一君	自民		松野	博一君	自民
	古屋	圭司君	自民		築	和生君	自民
	三谷	英弘君	自民		阿部	祐美子君	立憲
	山本	大地君	自民		五十嵐	えり君	立憲
	安藤	じゅん子君	立憲		佐々木	ナオミ君	立憲
	小山	千帆君	立憲		竹内	千春君	立憲
	高橋	永君	立憲		波多野	翼君	立憲
	辻	英之君	立憲		吉川	元君	立憲
	眞野	哲君	立憲		前原	誠司君	維新
	うるま	譲司君	維新		西岡	義高君	国民
	美延	映夫君	維新		金城	泰邦君	公明
	浮島	智子君	公明				
	大石	あきこ君	れ新				

(2) 議案

付託された議案は議員提出法律案3件（継続審査）で、審査等の概況は次のとおりである。

学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇君外10名提出、第216回国会衆法第25号）

○ 要旨

（第217回国会参照）

○ 結果

継続審査

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
(令和 6.12.23)		7. 8. 1			8. 5 閉会中審査			

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外7名提出、第217回国会衆法第6号）

○ 要旨

（第217回国会参照）

- 結果
継続審査

- 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番 号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結 果				
(令和 7. 2.14)		7. 8. 1			8. 5 閉会中審査			

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外7名提出、第217回国会衆法第7号）

- 要旨
(第217回国会参照)

- 結果
継続審査

- 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番 号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結 果				
(令和 7. 2.14)		7. 8. 1			8. 5 閉会中審査			

【第219回国会】

(1) 委員 (40人)

委員長	齋藤	洋明君	自民				
理事	岸	信千世君	自民	理事	永岡	桂子君	自民
理事	深澤	陽一君	自民	理事	荒井	優君	立憲
理事	安藤	じゅん子君	立憲	理事	津村	啓介君	立憲
理事	高橋	英明君	維新	理事	西岡	義高君	国民
	あべ	俊子君	自民		阿部	弘樹君	自民
	石田	真敏君	自民		遠藤	利明君	自民
	小淵	優子君	自民		柴山	昌彦君	自民
	武部	新君	自民		渡海	紀三朗君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		福田	かおる君	自民
	船田	元君	自民		松野	博一君	自民
	宮内	秀樹君	自民		山本	大地君	自民
	青山	大人君	立憲		五十嵐	えり君	立憲
	菊田	真紀子君	立憲		坂本	祐之輔君	立憲
	佐々木	ナオミ君	立憲		下野	幸助君	立憲
	高橋	永君	立憲		竹内	千春君	立憲
	辻	英之君	立憲		牧	義夫君	立憲
	吉田	はるみ君	立憲		阿部	司君	維新
	徳安	淳子君	維新		石井	智恵君	国民
	浮島	智子君	公明		山崎	正恭君	公明
	大石	あきこ君	れ新				

(2) 議案

付託された議案は議員提出法律案4件(うち継続審査3件)、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は次のとおりである。

学校給食法の一部を改正する法律案 (城井崇君外10名提出、第216回国会衆法第25号)

○ 要旨

(第217回国会参照)

○ 結果

継続審査

○ 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
(令和 6.12.23)		7.10.21			12.17 閉会中審査			

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案 (津村啓介君外7名提出、第217回国会衆法第6号)

○ 要旨

(第217回国会参照)

- 結果
継続審査
- 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番 号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結 果				
(令和 7. 2. 14)		7. 10. 21			12. 17 閉会中審査			

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外7名提出、第217回国会衆法第7号）

- 要旨
(第217回国会参照)
- 結果
継続審査
- 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番 号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結 果				
(令和 7. 2. 14)		7. 10. 21			12. 17 閉会中審査			

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（文部科学委員長提出、衆法第5号）

- 要旨
令和8年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会の円滑かつ安全な実施を確保するため、これらの競技大会の準備又は運営に要する経費について国がその一部を補助することができることとするとともに、寄附金付郵便葉書等の発行の特例及び電波法の特例の措置を講ずるもの
- 内閣の意見の聴取
- 結果
成案・提出決定
- 経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・委員会			衆・本会議 議決日 結果	参・委員会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番 号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結 果				
令和 7. 11. 26			11. 26(類)	11. 26 成案・提出決定(多) (賛-自民・立憲・維新・ 国民・公明・改革) (反-れ新)	11. 27 可決	文教科学 12. 2 可決	12. 3 可決	12. 10 法85号

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ君外1名提出、衆法第17号）

○ 要旨

障害者の生涯にわたる自立及び社会参加の促進並びに障害者及びその家族の生活の質の維持向上を図るため、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めるもの

○ 結果

継続審査

○ 経過

提出日	衆・本会議	衆・委員会			衆・本会議	参・委員会	参・本会議	公布日 番号
	趣旨説明	付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
令和 7.12.15		12.16			12.17 閉会中審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 高校授業料無償化の実施と併せて就学支援金の学校への支給方法も抜本的に見直す必要性
- ・ 学校給食費の無償化は地域の実情に応じた柔軟な制度設計にすべきとの意見に対する文部科学大臣の所見
- ・ 令和7年常会で成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の改正附則において施行後2年を目途に行うとされている勤務の実態に関する調査の主体、実施時期及び調査項目
- ・ 初等教育段階におけるAIの活用についての文部科学大臣の所見
- ・ 定員割れが常態化した大学への私学助成の在り方を見直し、改革に取り組む大学への支援強化と改革意欲のない大学への助成削減を組み合わせた構造改革を行う必要性
- ・ 国立大学法人運営費交付金について、物価や人件費の変動に連動させる仕組みを導入する必要性及び今後の在り方についての文部科学省の見解
- ・ 令和8年4月からの第7期科学技術・イノベーション基本計画において研究者の自主的な取組を強力に後押しする観点を含めるべきとの意見に対する文部科学省の見解
- ・ ユネスコ無形文化遺産への登録が、職人や業界等に波及効果を生むために必要な政府の取組
- ・ スポーツが地域社会活性化等に貢献し得るという考え方の下、自治体や企業等が連携する体制構築を支援することが重要であるという意見に対するスポーツ庁の見解

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する件(令7.11.26)

2026年に行われる愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会は、国際親善、スポーツ振興等に大きな意義を有するものとして、政府は、大会運営に当たる公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に協力する一方で、財政健全化が緊要な課題であることに鑑み、簡素を旨とし、国によるいかなる負担も助成も行わないことを2018年に閣議了解している。

愛知県及び名古屋市においては、大会の成功に向けて最大限の経費の削減等を図りつつ適切に準備が進められているものと認められるが、開催まで1年を切ったいま、最近における建設資材や人件費の高騰など、開催都市に決定した時には想定することが困難な社会経済情勢の急激な変化に的確に対応する必要が生じてきている。

このような状況を踏まえ、閣議了解の重さを十分認識しつつも、2018年の閣議了解当時には想定することが困難なほどの社会経済情勢の急激な変化等を背景とした極めて特別な事情があることから、今回の措置は前例としないことを前提に、大会の円滑かつ安全な実施に万全を期すために「愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案」を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 今後、同種の国際大会に対し、国が補助する際には、現下の厳しい財政事情を踏まえて、その必要性等について十分検討を行い、真に必要なものに限って行うこと。
- 2 国の補助の実施に当たっては、組織委員会から業務を受託した業者が更に当該業務を他の業者に委託する場合など数次委託が行われ、又は見込まれる場合において当事者間における紛争の適切な予防・解決を確保するための措置を講ずるとともに、国民への情報公開・説明を行うことを、組織委員会に対して求めること。

右決議する。